

市内温泉施設の無料利用券10回分を交付します。

■対象 65歳以上の市内在住の人  
 ■申請方法 印鑑を持参し、下記へ。申請書は下記で配布するほ



## 介護予防に温泉施設を利用しませんか 湯のまちホット交流事業

か、市ホームページに掲載しています

【問い合わせ・申請】新館長寿福祉課  
 (☎41-3576)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)



■対象 次の全てに該当する人▼  
 平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納した人▼免許証返納時、満65歳以上の人▼免許返納時および助成券申請時に市内に住所のある人

■利用期限 助成券が交付された



市内のバスやタクシーで利用できる1万円分の助成券を交付します(1人1回限り)。



## 運転免許証を自主返納した65歳以上の人へ バス・タクシーの助成券を交付します

年度の翌年度末日

■申請方法 オンラインまたは岩手県公安委員会から交付される「申請による運転免許の取消通知書」を持参し、左記へ。詳しくは市ホームページをご覧ください

【問い合わせ・申請】新館市民生活総合相談センター(☎41-3551)、各総合支所税務生活係(大迫☎41-3126、石鳥谷☎41-3446、東和☎41-6516)



## 高齢者の生きがい就労活動を支援します

【問い合わせ・申請】  
 新館長寿福祉課(☎41-3576)

市では、高齢者が「生きがい」を得られる就労活動を新たに始める団体に対し、初期費用の一部を補助しています。

### 生きがい就労活動とは

高齢者が社会参加から生きがいを見出すことで、健康維持や介護予防につながる活動のこと。  
 例…コミュニティカフェの開設、高齢者の外出支援、配食サービス



### ■応募資格

- 次の①～⑥を全て満たす団体
- ①市内を拠点として新たに活動を開始する団体であること
  - ※既存の団体が新たに活動を始める場合も対象となります
  - ②団体およびその代表者の存在が明らかで、かつ、代表者が市内に住所を有していること
  - ③団体の構成員が5人以上で、そのうち5分の

3以上が市内に住所を有する65歳以上の人であること

- ④継続的に活動する団体であること
- ⑤政治活動や宗教活動を主な目的としていない団体であること
- ⑥暴力団または暴力団などの統制下にある団体でないこと

### ■補助対象

営利を目的としない、生きがい就労活動(地域社会の課題解決・地域貢献活動など)

### ■補助対象経費

▶事務所開設に係る経費(工事費など)▶初年度備品費(活動実施に不可欠な備品など)▶研修費・謝礼など

### ■補助額

対象経費の2分の1以内(上限50万円)

### ■補助団体数

1団体程度

### ■申請期間

4月6日(月)～24日(金)



市ホームページ



## 高齢者、障がい者のある人へ タクシー代などの交通費を支援します

市では、高齢者や障がいのある人の暮らしを守るため、タクシー代など交通費の支援を行っています。なお、支援を受けるためには申請が必要です。

### ■福祉タクシー等助成券による支援

福祉タクシー等助成券は、市内の路線バスやタクシー、予約乗合交通の支払いに利用できます。助成対象者が入院した場合のお見舞いに係る交通費の支払いにも利用できます。



分類	対象	支援内容	申請方法
高齢者	次の①②いずれも満たす人 ①80歳以上の人で、1人暮らしまたは高齢者のみの世帯で暮らしている人 ②本人および世帯員が車を持っていない人 ※バイクのみ所有の場合は対象です	年間12,000円の助成券を交付	印鑑などをお持ちの上、下記①へ
障がい者	▶身体障がい者手帳1級▶身体障がい者手帳2級(視覚・下肢・体幹障がいのみ)▶療育手帳A▶精神障がい者保健福祉手帳1級一を持っている人 ※自家用車・バイクを所有していて、自動車税・軽自動車税の減免を受けている人は対象外です	年間18,000円の助成券を交付	障がい者手帳などをお持ちの上、下記②へ

※高齢者、障がい者、いずれにも該当する場合は、いずれか一方の助成を受けられます

### ■通院時の交通費を支援

福祉タクシー等助成券のほかに、通院に利用したタクシー代の一部を支援する制度もあります。  
 ※福祉タクシー等助成券と併用できます

本年度から利用者の利便性向上を図るため、利用料金を支払った後に市へ申請する方法ではなく、事前に利用者に助成券を交付し、それを使って料金を支払う方法に変更しました。



分類	対象	支援内容	申請方法
高齢者	次の①②いずれかを満たす人 ①福祉タクシー等助成券の対象者 ②多世代同居世帯であっても、日中は独居になる80歳以上の人で車を持っていない人 ※バイクのみ所有の場合は対象です	自宅から医療機関までの距離に応じて、次の金額の助成券を交付 ▶10km未満…12,000円 ▶10km以上…18,000円 ▶20km以上…24,000円 ▶30km以上…30,000円 ※片道料金が1,000円を超えた場合に利用できます	医療機関の診察券または医療機関で発行された領収証をお持ちの上、下記①へ
障がい者	福祉タクシー等助成券の対象者 ※同居家族の運転で通院できる人は対象外です		医療機関の診察券または医療機関で発行された領収証をお持ちの上、下記②へ

※高齢者、障がい者、いずれにも該当する場合は、いずれか一方の助成を受けられます

### 【問い合わせ・申請】

#### ①高齢者に関すること

新館長寿福祉課(☎41-3576)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)



#### ②障がい者に関すること

新館障がい福祉課(☎41-3581)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

